

事 務 連 絡
令和5年1月23日

各 都道府県消防防災主管課 御中
都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課

社会福祉法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められているところです。このたび、社会福祉法人が行う指定避難所における生活環境改善に係る施設整備（国庫支出金を受けて実施するものを除く）に対して、地方単独事業として自治体が支出する補助金については、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象となることが予定されております（別添参照）。

つきましては、各都道府県におかれましては、消防防災主管課と社会福祉施設担当課が連携して、指定避難所の生活環境改善の取組を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、このことについて管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

（別添資料）

社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

【連絡先】

指定避難所の整備に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当） TEL：03-3501-5191

消防庁国民保護・防災部防災課 TEL：03-5424-7525

社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

【施策の概要】【地方財政措置】

- 自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められる。
- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備に対して、**自治体が支出する補助金を、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とし、取組を支援する。**

【事業イメージ】



空調整備



トイレ



授乳室



Wi-Fi

<【新規】緊急防災・減災事業債の活用>

自治体が支出する
補助金に充当
(充当率 100%)

(交付税算入率 70%)

社会福祉法人・学校法人負担

(対象事業)

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための居室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等の整備

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善の取組への支援について、緊急防災・減災事業債が活用可能であるので、関係部局及び関係団体が連携し、取組を進めていただきたい。
- 関係部局及び関係団体が連携し、民間施設も含めた指定避難所の一層の指定に取り組まれない。